

# 福井県空き家対策協議会設置要綱

## (目的)

第1条 福井県の空き家対策について、県および市町ならびに関係団体間の連携を図り、多岐にわたる空き家問題への対応策について協議・検討する福井県空き家対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議・検討する。

- (1) 空き家の適正管理の推進に関すること
- (2) 空き家の活用および市場への流通の促進に関すること
- (3) 空き家情報バンクに関すること
- (4) 廃屋の除却の推進に関すること。
- (5) 福井県空き家対策マニュアルの策定に関すること
- (6) 空き家対策に係る情報の収集および共有に関すること
- (7) その他空き家対策の推進に必要と認められること

## (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる県および市町担当課ならびに関係団体をもって構成する。

- 2 協議会に、会議を総括する者として座長を置き、座長は、福井県土木部建築住宅課長をもって充てる。
- 3 第1項および第2項に規定される者に支障があるときは、その代理人が出席することができる。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、必要に応じて座長が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じ、会員以外の関係者等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 協議会は、必要に応じ、会員以外の関係者等の参加を認めるものとする。

## (事務局)

第5条 協議会の事務局を福井県土木部建築住宅課に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務を行う。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

## 附則

- この要綱は、平成25年 5月10日から施行する。  
この要綱は、平成26年 5月20日から施行する。  
この要綱は、平成26年 8月13日から施行する。  
この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。  
この要綱は、平成28年 8月31日から施行する。  
この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。  
この要綱は、平成29年 5月29日から施行する。  
この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。  
この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年 6月 1日から施行する。  
 この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。  
 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。  
 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。  
 この要綱は、令和 5年 4月 3日から施行する。  
 この要綱は、令和 5年 5月 22日から施行する。

別表

(1) 行政機関

福井市	建設部建築事務所住宅政策課
敦賀市	建設部住宅政策課空き家対策室
小浜市	企画部営繕管財課
大野市	地域づくり部防災防犯課
	地域づくり部地域文化課
	くらし環境部交通住宅まちづくり課
勝山市	営繕課
鯖江市	総務部防災危機管理課
あわら市	創造戦略部市民協働課
越前市	総務部防災危機管理課
	建設部建築住宅課
坂井市	総合政策部移住定住推進課空家対策室
永平寺町	えい住支援課
	防災安全課
池田町	総務財政課
南越前町	総務課防災安全室
	建設整備課
越前町	定住促進課
美浜町	土木建築課
	まちづくり推進課移住・定住集落元気推進室
高浜町	建設整備課
おおい町	建設課
若狭町	総合政策課
県	防災安全部危機管理課
	土木部建築住宅課

(2) 関係団体

公益社団法人	福井県宅地建物取引業協会
一般社団法人	福井県建築士事務所協会